

行政財産目的外使用許可使用料減免基準

	減免対象者	減免の条件等	減免率
第1号	<p>○国等</p> <p>○他の地方公共団体</p> <p>○公共団体</p> <p>○公共的団体</p> <p>①農業・漁業・水産業協同組合、産業経済団体等</p> <p>②主として県の補助出資等で運営される団体</p> <p>③法令等により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体</p> <p>④県の事務又は事業を代行又は補佐する団体</p>	I) 防犯、防火設備及び施設、選挙ポスター掲示場、基準点等、公用又は公共用に供するため使用させる場合	100%
		II) 県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業の用に供するため使用させる場合	60% 又は 80%
		III) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる事業の用に供するため短期間使用させる場合	100%
		IV) 庁舎の一部（グラウンド等）を公共的団体等の主催する野球大会等に使用させる場合で、使用期間が一時的であり、営利を目的としない場合	100%
		V) 電気、水道、ガス事業、その他公益事業の用に使用させる場合	100%
		VI) 災害、その他の緊急事態発生により応急施設として利用させる場合	100%
第2号	<p>○地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方職員共済組合 ・公立学校共済組合 ・警察共済組合 <p>○職員の共済制度に関する条例（昭和38年奈良県条例第33号）に基づく組合</p> <p>○その他これらに類する団体</p>	I) 職員、学生、病院における入院患者等県の施設を使用する者の福利厚生のために使用させる場合	100% 以内

	減免対象者	減免の条件等	減免率
第3号	○知事が特に必要と認める者	I) 県の庁舎、施設等の機能を高める場合で下記条件に該当するとき	
		①施設の利便性の向上に資するもので、当該施設の立地等の事情により事業収益を確保することが困難である場合、又は、施設側より当該設置を真に要請する場合	100%以内
		②県の事務事業との関連上施設に設置が必要とされる場合	20%
		II) 災害、その他の緊急事態発生により応急施設として利用させる場合で、上記第1号に該当する場合を除き、短期間利用させる場合	100%
		III) 法令の規定により、便宜供与を行うことが適当と認められる場合	100%以内
IV) 上記のほか、知事が特に必要があると認める場合、又は、公益上特に必要と認める場合	100%以内		

奈良県行政財産使用料条例第4条に使用料の減免について規定。